実録！詐欺師からの電話（弁護士竹内和正）

仕事中、僕の携帯電話に＋81の電話番号から国際電話がかかってきました。基本的に、知らない番号からの電話にはでないのですが、あまりの忙しさから勢いで電話に出てしまったところ、警察を名乗る者からの電話でした。
警察官は、僕の名前と住所を正確に述べた上で、「去年の８月９日に楽天カードで作られたあなた名義のカードが詐欺の犯人宅でみつかりました。警察の手続きに従わないと、財産をすべて没収されることになります。」と言いました。「えー！財産をすべて没収ですか！？そんなことができるんですか！？」と話を続け、受け子の人に法律事務所まで没収しにきてもらおうかと思いましたが、住所まで知られているからなと思いなおし、名前と所属を聞いてこちらからまたかけなおしますと電話を切りました（なお、警察官は電話をきることを強硬に拒んできました。きっと、電話は切らせてはいけないというマニュアルになっているのですね。）。
突然の電話には、とにかく一度電話を切って周囲の人に相談することが大切です。
詐欺師の手は弁護士のところにまで及んできています。みなさん、気を付けましょう。

弁護士竹内和正

万城目学さん「八月の御所グラウンド」（弁護士伊須慎一郎）

別れを告げられた彼女から、「あなたには、火がないから」と告げられた大学生。

ちゃんと生きていない大学生の心に炎を着火したのは、戦争で命を奪われた３人の男たちだった。

「鴨川ホルモー」で「ゲロンチョリー」と言っていた万城目さん、小説家って、奥深いですね。

私は、「たまひで杯」第三戦、１点リードした７回裏、それまでサイドスローで投げていた「えーちゃん」がオーバースローから、つむじ風を巻くようなフォームで快速球を投げ込む場面に感情移入します。

そのダイナミックなフォームと快速球を奪ったのは誰か。

是非、みなさん、読んでください。

弁護士伊須慎一郎

趣里と笠置シヅ子（弁護士□髙木太郎）

最近、ずっとNHKの朝ドラを見ている。
３月で終了するが、今は、「ブギウギ」。戦後、「東京ブギウギ」で一世を風靡した、笠置シヅ子をモデルにしたドラマだ。

１９６１年生まれの私でも、「歌番組にコメンテーターで出ていた、人の好さそうな小母さん」というイメージしかなかったが、戦前、戦中、戦後を生き抜いた大歌手だったということを知った。
弟は戦死している。「お国のため」と歌う「大空の弟」は、失意の笠置に服部良一が送った曲とのこと。軍歌ゆえに戦後忘れられていたが、背景を知れば、遺族の悲しみ、苦しみもより伝わる。

趣里は秀逸だった。笠置シヅ子はこんな人だったに違いないと、自分の中の笠置シヅ子像が趣里によって出来上がってしまった。
オーディションで、歌はイマイチだったが、その演技力ゆえに採用されたらしい。
歌もその後の特訓があったそうで、すばらしいものだった。伊藤蘭・水谷豊の娘だから、歌の才能もあったのでしょう。

４月からは、日本初の女性弁護士、女性裁判官である三淵嘉子をモデルにした「虎に翼」。
自分の毎朝のルーティンに変更はない。

弁護士□髙木□太郎

【コラム】よろしくお願いします。（弁護士□宮本澄香）

はじめまして、２０２２年１２月より埼玉総合法律事務所に入所いたしました、弁護士の宮本澄香（みやもとすみか）と申します。

フレッシュ新人弁護士としてご挨拶したいのですが、社会人経験を経て弁護士となったため、既に３０歳をいくつか過ぎており、初々しさを前面に出してご挨拶するにはややはばかられる面があります。

出身は京都ですが、物心つかない内に奈良に移り、その後は北海道（札幌）、東京、そして埼玉と移り住んできました。
「都」「道」「府」「県」と名の付く場所に、少なくとも一度は住んだことがあるというのが、密かな自慢です。

私は、大学卒業後、約５年間障害者福祉施設（就労支援施設）の支援員を務めていました。社会福祉士及び公認心理師の資格も保有しています。

前職の仕事は、弁護士業とは全く違う分野と言われることも多いのですが、対人支援職という点では共通する部分が多いと感じています。
アプローチの方法は違えども、ご依頼者の方と対話しながら、人生を前に進めるお手伝いをするという点において、両者には似た部分があるのではないでしょうか。

□□□

【コラム】入管法改定（弁護士鈴木満）

本年６月９日、多くの反対がある中、出入国管理及び難民認定法（入管法）の改定案が参議院本会議で強行採決により可決され、成立してしまいました。

私は、この改定の内容には、様々な問題があると考えていますが、その一つが、改定前から存在する、送還停止効と呼ばれる難民認定申請者に対する強制送還を禁止する定めに例外を設け、３回目以降の難民認定申請者は、一部の場合を除き、難民認定手続き中であったとしても送還が可能となる点です。

難民認定申請者の子どもたちの中には、現時点で、すでに２回以上難民認定申請を行っている子どももいます。また、日本で生まれ育った子どもであっても、すでに３回目の難民認定申請手続きを終えた子どももいます。

そのため、改定された入管法では、日本で生まれ育ち、他の国にも行ったことがないような子どもですら、その意に反して、日本から退去させられる可能性があります。

アメリカでは、大学等で、非自発的な帰国が青少年に与える影響について研究がなされているそうです。
その研究では、強制送還のような非自発的な帰国は、青少年の成長過程に大きなマイナスの影響を与えるだけでなく、心理的な衝撃を与え、長期的な精神的トラウマを生む極めて非人間的なものであると認識されているそうです。

改定された入管法の施行は来年ですが、今回の改定によって、非人道的な不当な扱いを受ける外国人が増えないように、今後の動向を注視していきたいと思います。

弁護士鈴木満

（事務所ニュース・2023年夏号掲載）

【コラム】付添人活動（弁護士南木ゆう）

少年事件における付添人活動は、成人の刑事事件の弁護活動と重なる部分もありますが、より多岐にわたります。
それは、少年法の目的が、処罰ではなく「健全育成」にあり、付添人の活動の目的が、「少年の更生」の援助にあるからです。

昨今、特殊詐欺の受け子・出し子や、組織的な強盗事件の実行犯役に少年が関与している事件が多くなってきています。

SNS□□□

と感じました。

今後も、親御様やお子様との交流を継続し、親御様やお子様と一緒に、よりよい支援を考えていけたらと思います。

弁護士 月岡 朗

（事務所ニュース・2023年夏号掲載）

【コラム】ドキュメンタリー映画『教育と愛国』を観て（弁護士 谷川生子）

今年４月の埼玉弁護士会主催「憲法と人権を考える市民の集い」は、ドキュメンタリー映画「教育と愛国」（斉加尚代監督）の上映会でした。
戦後、教育と政治は一線を画してきたはずですが、教科書検定制度等を通じてじわりじわりと政治が教育に介入し、そのスピードが加速している現実を知ることができました。

小学１年生の教科書の「パン屋」で友達と会うという記載について、２０１７年、国や郷土を愛する態度として不適切、という検定意見がつき、教科書会社が「パン屋」でなく「和菓子屋」に変更したエピソード。
２００６年、教育基本法の改正により第２条にいわゆる愛国心条項が定められ、政治による教育現場に対する圧力が確実に強まってきたことがわかります。
内閣の閣議決定を受けて、「従軍慰安婦」「強制連行」などの用語が一部の教科書で変更されたことも記憶に新しいところです。

このような「愛国心」を目標に掲げる教育は、嫌でも戦前の軍国主義教育を想起させます。
私自身、小学校の道徳の授業で、みんな仲良く、という教えを受けましたが、今の子どもや教師が置かれている状況は当時とは異なるように感じます。
国のためではなく、子ども達のために日々奮闘している教師が、政治に翻弄され、疲弊する教育現場で、子ども達が自由に個性を伸ばし、健全に成長するとは思えません。

集会では、製作者から取材時のエピソードなどを聞くことができ、様々な障壁を乗り越えて作られた貴重な作品であることもわかりました。
メディアが正面切って政府のやり方を世に問うことが難しい時代、このような作品がもっと多く作られたらと思いました。

弁護士 谷川 生子

（事務所ニュース・2023年夏号掲載）

【コラム】労働局での調停手続（弁護士 佐渡島啓）

パワハラ防止措置（相談窓口の設置など）が全事業主で義務化されてから１年以上になりますが、パワハラに関する法律相談は残念ながら減っていません。
上司や同僚から被害を受けている、加害者として訴えられてしまったといった相談はもちろんですが、顧問先の会社などからは、社内で生じたパワハラトラブルにどう対処すべきか分からないといった相談も多く寄せられます。
この裏側の問題として、パワハラ被害を会社に申告したのに会社が適切に対処してくれないという相談もあります。

しかし、被害者がその会社で働き続けることを希望している場合には、弁護士を代理人に立ててまでして、会社と交渉したり、ましてや裁判をおこなうことには躊躇する方が少なくありません。
このような場合には、労働局に、会社との調停を申請することも解決のための選択肢として考えられます。

この調停手続は、原則として１回、２時間程度の期日で解決することを目指す制度で、私もこの調停の調停委員を務めています。
今年の春に私が担当した調停では、パワハラ被害を度々上司に訴えていたのに放置され続けたという事案で、調停手続に参加した会社の担当者に会社としての落ち度を説明して納得してもらい、一定の和解金を支払うことで調停を成立させることができました。

調停手続には強制力がないため、パワハラ被害者が調停を申請しても会社が手続に参加しない、あるいは、調停手続に参加しても調停成立には至らないケースもあるという限界はありますが、もっと広くこの制度を皆さんに知っていただき、いざというときには利用を検討してもらいたいと思います。

弁護士 佐渡島 啓

（事務所ニュース・2023年夏号掲載）